

常勤の役員の退職慰労金規則

(制定 2003年5月23日)
(最終改正 2017年6月27日)

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人財務会計基準機構（以下「本財団」という。）の定款第39条の規定に基づき支給する場合の常勤の役員の退職慰労金（以下「退職慰労金」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

(適用の範囲)

第2条 この規則は、常勤の役員に適用する。

- 2 退職慰労金は、常勤の役員として円満に勤務し、任期満了、辞任、死亡により退職した者に支給する。ただし、常勤の役員としての在任期間の合計が1年に満たない場合を除く。
- 3 次の各号の一に該当するときは、退職慰労金を減額し、又は支給しないことができる。
 - 一 退職に当たり、所定の手続き及び事務処理等をせず、本財団の業務運営に多大な支障を与えたとき
 - 二 退職に当たり、本財団の社会的信用を傷つけ、又は在職中に知り得た機密を漏らし、本財団に多大の損害を与えたとき
 - 三 本財団の定款の規定に基づき、役員を解任されたとき
 - 四 その他前各号に準ずる事由により、評議員会の決議により減額し、又は支給しないことを定めたとき

(支給基準)

第3条 退職慰労金の額は、次の方法により算出した額とする。

- 一 退職慰労金の額＝役員俸給月額×15/100×常勤役員在職月数
- 二 役員俸給月額は、常勤理事退職時の額とする。ただし、役位の変更等により在職中に役員俸給に変更があった場合は、在職期間中の最も高い俸給月額を適用する。
- 三 常勤役員在職月数は、常勤役員就任の日から退任の日までの期間について、1か月を単位として暦にしたがって計算するものとし、1か月未満の端数は1か月に切り上げるものとする。

(特別功労金)

第4条 特に功績顕著と認められる常勤の役員に対しては、評議員会の決議により、前条により算出した金額の30%を超えない範囲で特別功労金を加算、支給することができる。

(支給の時期・方法)

第5条 この規則による退職慰労金及び特別功労金は、完全に引継ぎ事務が完了し、かつ、本財団に対して債務のある場合は、その債務を返済したのに対して、原則として退職日から2か月以内に支払うものとする。

(委任規定)

第6条 この規則に定めのない事項については、評議員会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規則は、2003年5月23日から施行する。

附 則

この改正規則は、2009年11月2日から施行する。

附 則

この改正規則は、2017年6月27日から施行する。